

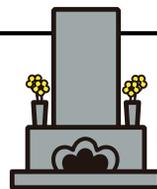
身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

お寺から  
高額請求!?



## お墓の 引越し費用、 知っていますか?



### 事例

故郷のお墓は遠方であり墓参りにも行けないので、家の近くの納骨堂に遺骨を移せないかと思いきや寺に問い合わせたが、墓じまいのためには、離壇料として200万円かかると告げられた。この費用は負担しなければならないのだろうか。



### アドバイス

- ・「離壇料」は、お布施の一種です。
- ・折り合えない場合は、話し合いを!



◆寺院にある墓から遺骨を他の納骨堂などに移そうとする場合、寺に対して「離壇料」等の名目でかなり高額な費用を請求されることが少なくありません。

◆この「離壇料」は、寺へお礼として慣習的に支払うお布施の一種のため、特に妥当な目安といったものはありません。この支払いについて寺と折り合えない場合、墓を移すために自治体に提出する「埋蔵(埋葬)証明書」をもらえず困ったというケースもあります。

◆また、一般的に墓を移転する際は、墓を撤去し更地にする費用も発生します。金額に納得がいかない場合は、基本的には寺と話し合うことになります。

◆民間霊園のお墓についても、類似のトラブルの相談が寄せられています。お墓の引越しについて、わからないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

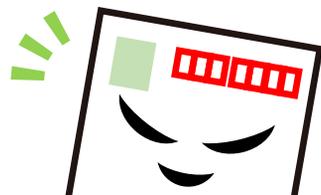
消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ  
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 訴訟をちらつかせる、 ハガキによる架空請求急増!



## 平成29年度 神奈川県内における消費生活相談概要

### 1. 1年でどれくらいの苦情相談が寄せられたのでしょうか?

神奈川県内の消費生活センター等で受け付けた苦情相談件数は63,173件でした。前年度(64,601件)と比べてやや減少しましたが、依然として6万件を超える水準で推移しています。



### 2. どのような相談が多かったのでしょうか?

#### ○1位 デジタルコンテンツ 9,381件

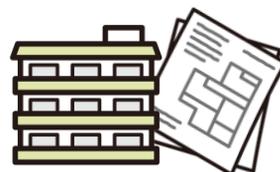
利用した覚えのない有料サイトの利用料を請求される「架空請求」や、アダルトサイトをクリックしたら高額な会費を請求される「ワンクリック請求」に関する相談など。

#### ○2位 商品一般 6,770件

訴訟をちらつかせるハガキによる「架空請求」に関する相談など。

#### ○3位 不動産貸借 2,919件

賃貸物件の退去時の原状回復や敷金精算に関する相談など。



### 3. 平成29年度の特徴的な相談は何でしょうか?

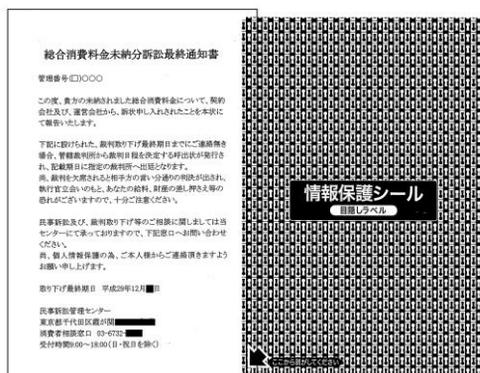
「法務省管轄支局」等、公的機関と誤認させる名称で、**訴訟をちらつかせる内容のハガキを送り付ける手口の相談が急増**し、特に50歳代から70歳代までの女性に送り付けられています。

#### アドバイス 不審なハガキやメールが届いたら…

- 連絡先に決して連絡しない!
- 一人で悩んだり、判断しない!

消費生活センターに速やかに相談を!

実際に送り付けられたハガキ



詳細はホームページで

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370221/p201807.html>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ  
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>  
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835  
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506